

平成 22 年 9 月 1 日
 (社) 日本中古自動車販売協会連合会

当会に対する説明依頼事項への回答

1. 自動車の所有者から引取、買取を求められた車の扱いについて

(1) 引取・買取を求められた車（下取車、買取車、解体依頼車）の業務フロー

- ①引取⇒モータープール回送⇒車両チェック⇒名義変更⇒販売先検討（②～⑥のケース）
- ②引取⇒名義変更⇒オートオークション（AA）出品準備⇒AA 出品
- ③引取⇒名義変更⇒小売準備（整備・架装等）⇒小売（展示）
- ④引取⇒名義変更⇒業者間売買
- ⑤引取⇒名義変更⇒輸出準備⇒輸出
- ⑥引取⇒名義変更⇒自社社用車
- ⑦下取・買取辞退⇒所有者が他社へ持込
- ⑧引取⇒使用済自動車引取証明書交付⇒電子マニフェスト

(2) 下取車・買取車の価格決定方法について（誰が行うのか、査定項目、基準、その他留意点）

- ①相場等から下取・買取価格を決める場合
 - ・営業担当者が AA 相場、市場小売相場、もしくは仕入担当者が経験に基づき判断した価格などを参考に下取車・買取車の仕入価格を決定する。
 - ・査定項目、基準はなく、担当者が必要と判断した基準による。
 例：車種（車名、色等）、車検証（年式、型式、名義等）、修復歴、走行距離、内外装の状態、装備品の状態、改造箇所、自賠責残月数等
 - ・その他留意点として盗難車両かどうか、また売主と所有者が異なる場合の関係等を確認する。
- ②査定実施店で日査協の査定基準を利用して査定価格を決める場合
 - ・査定士の資格保持者が日査協査定基準に則り査定を実施し価格を算定する。

(3) 下取車・買取車の販売について（自社販売、中古車専門家への販売、オークションへの出品、廃車の割合は）

- ①下取車・買取車に限った販売先はわからないが、AA 仕入や業者間取引を含む全仕入車両に対する販売先は下表の通り。

<JU 中古自動車販売実態調査における中古車販売先比率（期間 H19.4～H20.3）>

ディーラー	専門家	AA	ユーザー	輸出	スクラップ
1. 0%	5. 9%	29. 2%	53. 1%	3. 6%	7. 3%

※下取車・買取車以外を含む仕入車両の販売先

※スクラップの中に販売先の解体業者が中古車として再販する場合を含む

(4) 下取・買取価格が0円となった車の取扱について（下取・買取価格0円＝市場価値がない車＝使用済自動車か。違うならばその理由）

①自動車の所有者に中古車として引取れない旨の説明を行うが、自社では下取・買取価格0円であっても、市場（他社・AA等）で中古車として取引される場合（≠使用済自動車）も数多くあるため、法第5条（自動車の所有者の責務）に沿って他の中古車販売店や買取店を紹介し、少しでも該当車両が中古車として長く使用されるための情報を提供する。それでも使用済み自動車として引取ってほしいとの要請があった場合は引取業者として該当車両を引取り、引取り証明書等を発行してリサイクルルートに乗せる。

(5) 客から中古車で下取・買取した車を廃車に変更した事例と理由。またその割合

①当初、下取車として引き取るようになっていた車両を、後日ユーザーの希望により使用済自動車にする際に、下取車の場合は注文書上に下取価格を含め明細が記載されるが、使用済自動車に変更する場合は注文書から下取車両明細は省かれ、使用済自動車引取証明書が発行される。その際、下取価格を返済してもらい、使用済自動車にする経費がある場合にはその金額を請求する。

②割合については、ほぼ無いと思われる。

※客から中古車として下取・買取した車を中古車として販売することが困難となり、自社が所有者としての判断でやむなく廃車する（使用済み自動車としてリサイクルルートに乗せる）こととなった事例

①引取りの段階では売れると判断したが、実際に売りに出しても一定期間売れなかった場合やAAに出品しても買い手が全くつかなかった場合。

2. 前回WGにおける事務局作成資料（資料3、資料4）に対する意見

(1) 引取業者が自動車の所有者から引取を求められた際の関連情報提供のあり方について

- ①使用済自動車として引取りを求められた場合は、引取証明書を交付する。
- ②ユーザーが中古車として売却を希望している場合は、価格交渉を行い合意の下、中古車として引き取る。
- ③法第5条（自動車の所有者の責務）に沿って長期使用を推奨する情報提供を行うことが望ましく、引取業者が所有者に対し使用済自動車にすることを促進させる情報提供はすべきではない。

(2) 使用済自動車と判断される車両の判断基準について（中古車と使用済自動車の取り扱いが曖昧）

①通常下取車は引取間際まで問題なく使用されていた中古車であり、機能上何の問題もない場合がほとんどで、このような場合は市場に買い手がいる限り中古車としての使用が続く。また、何らかの不具合、損傷があった場合には、それらを修繕する

ことを加味しても再販が可能な場合には中古車と判断される。

- ②何らかの不具合、損傷がありそれらを修繕した場合には、修繕費が修繕後の車両相場を上回るとその本人が判断した場合は中古車としての再販の可能性を諦め使用済自動車とする。

中古車か使用済自動車かは市場が決める

- ・市場の需要がなくなれば、自動車としての外観・機能を十分に備えている中古車でも、値段がつかず結果的に使用済自動車になる。
- ・市場の需要が国内でない場合でも、海外で需要があれば、中古車として値段がつき取引される。
- ・日本車は、海外においては品質・機能面で高く評価されており、中古車の相場価格は概して日本よりも相当高い。
- ・海外の中古車需要に支えられることにより、国内の中古車相場価格が形成されている。
- ・ただし、最近の世界的不況・円高騰により、海外の中古車需要は急激に落ち込んでいる。

第17回 平成20年12月25日 産構審資料より

- (3) その他（使用済自動車の判断基準となりうる項目に関する情報やデータをお持ちではないか）

- ①特になし